

令和 8 年度県民芸術劇場について（概要）

※以下（１～８）の内容は実施要綱より抜粋した事業概要です。必ず令和 7 年度実施要綱をご確認のうえ、開催希望調書を作成してください。なお、令和 8 年度実施要綱は予算成立後の令和 8 年 3 月頃にお渡しできる予定です。

1 県民芸術劇場とは

青少年に優れた舞台芸術を鑑賞・体験する機会を提供するため、県内の高等学校・小学校等が以下により実施する芸術鑑賞会に対し、公益財団法人兵庫県芸術文化協会（以下、「協会」という。）が公演団体出演料の一部を負担します。（本事業は兵庫県の補助を受けて実施しています。）

2 主催・共催

主催：実施校等（以下、「地元主催者」という）・公益財団法人 兵庫県芸術文化協会
共催：兵庫県・兵庫県教育委員会（予定）

3 対 象

児童・生徒とし、必要に応じて保護者等を加えることができる
※併設のこども園等との合同開催は対象にしません。

4 実施時期

令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月

5 会 場

学校体育館・講堂、公民館、文化ホールその他適当な施設とする

6 公演団体・演目

「令和 8 年度県民芸術劇場登録団体・演目リスト」に掲載されている公演団体、演目

7 協会及び地元主催者の基本的な役割

(1) 協会

- ア 公演団体の登録
- イ 登録公演団体が提供する演目をリスト化して紹介、実施校の決定
- ウ 出演料（源泉所得税及び消費税を含む）の 1 / 2 を負担（円未満切捨て、上限あり）

(2) 地元主催者

- ア 会場確保、設営等公演の実施にかかる事務
- イ 出演料のうち協会負担額を除いた残額とその他の経費（会場費・生徒送迎費等）及びこれに付随する消費税額を負担 ※源泉所得税処理の可否を必ず確認し、必要な場合は所得税の源泉徴収事務を行ってください。
- ウ 2 回以上の公演を行う場合、2 回目以降の出演料及び経費は全額を地元主催者（学校等）が負担

8 協会負担上限額 ※令和 8 年度兵庫県当初予算確定後、変更する場合があります。

ジャンル	協会負担上限額 (源泉所得税及び消費税を含む)
音 楽	371,250円
演劇・ミュージカル・舞踊・伝統芸能	506,000円

採択結果の通知について ※令和 8 年 3 月頃を予定

令和 8 年度兵庫県当初予算が確定した後、協会が採択可否の調整を行います。（2 月頃）
県予算額によっては採択できない場合がありますので、予めご了承ください。なお、結果については不採択の場合も必ず通知します。

全体の流れについては、「フローチャート」をご参照ください。